

アカミミガメとアメリカザリガニを野外に放さないで

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

アカミミガメとアメリカザリガニは令和5年6月1日から「条件付特定外来生物」に指定されました。規制開始前からペットとして飼育しているアカミミガメとアメリカザリガニは、引き続きそのまま飼育することができ、申請や届出等の手続きは必要ありません。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。一方で、アカミミガメとアメリカザリガニを池や川などの野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されています。違反すると罰則・罰金の対象となり、適切な飼育を行わずに逃げ出した場合も違法となる場合があります。逃げ出さないような容器で適切に飼育してください。もし、飼いつづけることができなくなった場合は、友人・知人等に譲渡してください。この場合も、無償(譲り渡す側が引き取り料等を払って引き取ってもらう場合も含む)であれば申請や届出等は不要ですが、責任をもって飼うことのできる相手を探してください。



写真提供: (一財)自然環境研究センター

詳しい内容は、環境省のホームページをご覧ください。



7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

県では、学校が夏休みになる7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開しています。子どもたちにとって待ち遠しい夏休みは、出会いの場が増えたり、夜に出歩く機会が多くなるなど危険も隣り合わせです。また最近では特に、SNSがきっかけのトラブルや犯罪被害が増えていますので、注意が必要です。

保護者の皆様には次の2つのポイントに留意しながら、インターネットやSNSの利用を見守っていただくようお願いいたします。

①ペアレンタルコントロールで見守り!

フィルタリングの設定などにより、子供たちが安全にインターネットやスマートフォンを利用できる環境を整えてあげましょう。

②家庭内でルール作り!

利用時間や利用場所の制限、名前や顔写真を載せないこと、さらには、ネットで知り合った人と直接会わないなど、子供の成長に合わせた家庭内でのルールを決めておくことも大切です。



クビアカツヤカミキリ(特定外来生物)にご注意ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

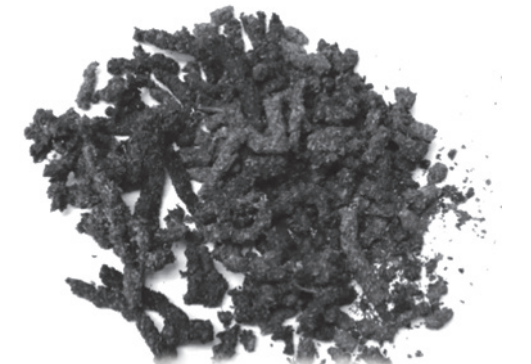
クビアカツヤカミキリは、体長 2.5 センチメートルから 4 センチメートル程度の外来害虫です。主にサクラをはじめとするバラ科の樹木(モモ、ウメ等)に寄生し、6月から8月ごろに成虫になります。繁殖力がとても強く、また、食害による枯死や倒木を引き起こすなど影響が大きいことから、特定外来生物に指定され、飼育、販売などが禁止されています。

クビアカツヤカミキリ(オス成虫)



首回りが赤いのが特徴です。

クビアカツヤカミキリの被害(フラス)



幼虫が木の根元にフラス(フンと木屑が混ざったもの)を排出します。フラスがあることは、樹体内に幼虫が侵入し、生存していることを示します。

写真提供: 埼玉県環境科学国際センター

【クビアカツヤカミキリを見つけたら】

所有する土地、施設の付近に植えているサクラ等にクビアカツヤカミキリを発見したら、拡散を防ぐため、その場で捕殺していただくとともに、防災環境課までご連絡ください。また、可能な範囲で写真等の記録をお願いします。詳細は、町ホームページをご覧ください。



7月は、「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です

募金受付・問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りに関して理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、社会における様々な「生きづらさ」が存在していることが少なくありません。「生きづらさ」を抱える人、再発を繰り返す人の誰もが受け入れられる社会を実現してまいりましょう。

また、更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため、強調月間中に愛の募金活動を行います。みなさんのご協力をお願いします。

